



行政書士ADRセンター東京

2018年2月21日

行政書士ADRセンター東京

～ そうだ！トラブルも行政書士に相談しよう ～ 『春の無料相談キャンペーン』 開催のお知らせ

東京都内のトラブル解決をサポートする「行政書士ADRセンター東京」では、2018年4月からの4ヶ月間、4つのテーマで無料相談を行います。

行政書士ADRセンター東京では、「自転車事故」、「愛護動物（ペット）」、「賃貸住宅の敷金返還・原状回復」、「外国人の職場環境・教育環境」の4つの分野におけるトラブルの調停を行っております。この度、昨年を実施いたしました無料相談キャンペーンが好評であったことから、4月からの4ヶ月間、以下のように1月1テーマで無料相談を実施することになりました。

- 4月 自転車事故トラブル
- 5月 愛護動物（ペット）トラブル
- 6月 賃貸住宅の敷金返還・原状回復トラブル
- 7月 外国人の職場環境・教育環境トラブル

この無料相談は、東京都行政書士会の「行政書士ADRセンター東京」と「市民相談センター」とが共同で開催する無料の相談会です。お困りごとの内容の相談と調停についての相談を同時に行うことができます。

この無料相談サービスが、さまざまなトラブルでお困りの方々にとって、解決の一助となれば幸いです。

【本件に関するお問い合わせ先】

行政書士ADRセンター東京（センター長 光永 謙太郎）

〒153-0042 東京都目黒区青葉台 3-1-6 <http://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>

TEL：03-5489-7441（受付時間 火・木・土曜日 10:00～16:00） FAX：03-5456-6839

広報担当 大槻、竹内、田中

※受付時間以外は、留守番電話にメッセージを残していただけましたら、折り返しのご連絡をさせていただきます。

～ そうだ！トラブルも行政書士に相談しよう ～

『春の無料相談キャンペーン』 全テーマ共通の概要

◇実施期間

予約受付期間：4月3日（火）～7月31日（火）の火・木・土曜日 10:00～16:00

相談実施日：各実施月の第2火曜日 14:00～20:00 と、第4土曜日 10:00～17:00

※月ごとに実施テーマが異なります。

（4月：自転車事故トラブル、5月：愛護動物（ペット）トラブル、6月：賃貸住宅の敷金返還・原状回復トラブル、7月：外国人の職場環境・教育環境トラブル）

※相談者は、相談希望日の4日前までにご予約ください。

（既に予約が入っている場合など、ご希望に沿えない場合もございます。）

※1組の相談時間は、30分程度です。

◇相談会場

東京都行政書士会 行政書士会館（東京都目黒区青葉台 3-1-6）

◇ご利用までの流れ

① まずは、お電話でご予約ください。（行政書士 ADR センター東京 03-5489-7441）

② 相談当日、ご予約時間に行政書士会館へお越しください。

◇詳細

詳しくは、ホームページをご覧ください。<http://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>

4月 自転車事故トラブル無料相談 の概要

◇実施期間

予約受付期間：4月3日（火）～4月24日（火）の火・木・土曜日 10:00～16:00

相談実施日：4月10日（火）14:00～20:00 と、4月28日（土）10:00～17:00

◇対象

東京都内で起きた自転車事故トラブルでお困りの方

（自転車同士の事故、自転車と歩行者の事故、自転車での物損事故が対象です。いずれも、被害者の方も加害者の方もご相談いただけます。）

5月 愛護動物（ペット）トラブル無料相談 の概要

◇実施期間

予約受付期間：4月3日（火）～5月22日（火）の火・木・土曜日 10:00～16:00

※祝日を除く

相談実施日：5月8日（火）14:00～20:00 と、5月26日（土）10:00～17:00

◇対象

東京都内のペットトラブルでお困りの方

（都内で飼養されているペットを巡るトラブル、又は、都内で発生したペットトラブル）

行政書士 ADR センター東京とは

行政書士 ADR センター東京は、東京都行政書士会が設置し、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証（認証番号第30号）を取得している調停実施機関です。